

# 奈良県文化振興大綱の改定について（案）

資料 1

## 奈良県文化振興大綱改定の考え方

### 趣旨

- ◇文化の力をどのように活用するのかが文化振興大綱の本旨。
- ◇文化の力活用の目的は、地域の振興に役立てることと、地域に住む人と訪れる人に精神の高揚を促すこと。
- ◇文化の力活用の目的達成の方法として、文化財（文化資源）を活用する方法と各人が人間の本性に基づいて自発的に文化活動を実践して行う方法がある。

### 特徴

- ◇従来の文化財（文化資源）の保存一辺倒を脱却し、**文化資源を活用することを重視**する。
- ◇文化活動分野では、**人間の本性に従い、生まれた時から死ぬまで文化活動ができる環境**を整える。

## 奈良県文化振興条例の施行（令和3年4月）

「歴史文化資源の継承及び活用」と「文化活動の振興」の両輪で文化振興施策を推進することを規定



「奈良県文化財**保存**活用大綱」策定（令和3年6月）

従前の奈良県文化振興大綱を「文化資源の活用」と「文化活動の振興」の**2つの大綱に再構成**し、**それぞれの特徴を明確**にして施策の更なる推進を図る。

## 奈良県文化振興大綱 改定案

文化振興とは：**文化資源の活用を促す**取組と  
各人の**精神高揚活動**を惹き起こす取組

文化資源の活用：**文化資源との対話による**  
**その本質的価値の理解**

### 文化資源活用大綱

- |                      |                   |                            |
|----------------------|-------------------|----------------------------|
| (1) 文化資源の活用に関する活動の促進 | (2) 文化財の公開等に対する支援 | (3) 地域の文化資源についての地域住民の誇りの醸成 |
| (4) 交流の促進            | (5) 人材育成等         | (6) 文化資源の把握及び発信            |

文化活動の振興：**心を耕し、内面を豊かにする**  
**文化活動を促す**

### 文化活動振興大綱

- |                       |                            |               |
|-----------------------|----------------------------|---------------|
| (1) 地域における文化活動に対する支援等 | (2) 伝統芸能等の継承、発展及び保存に対する支援等 | (3) 交流の促進     |
| (4) 県民の文化活動の充実への支援    | (5) 人材育成等                  | (6) 情報の収集及び発信 |

相互に  
連携

## 1. 文化資源活用大綱の位置づけ

- ◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定する「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」のうち、「文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として策定。
- ◆ 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」としても位置づけ。

## 2. 文化資源を活用する意義（序章より抜粋）

- ◆ 奈良県は、日本文化を代表する様々な文物の発祥の地であるとともに、**日本の国家としての基礎が築かれた場所**です。
- ◆ **文化資源との対話を通じて、その本質的価値を理解する**ことで、文化資源の意味や価値、重要性などを、背景にある歴史も含めて、国内外の方に知っていただくことが大切です。

## 3. 文化資源活用大綱が目指す姿

- ◆ 古来より受け継がれてきた豊富な文化資源を有する本県の強みを生かし、文化資源の活用を通じて、県民が住んでいる郷土に誇りを持つことを目指します。
- ◆ 文化資源の意味や価値、重要性についての説明力・発信力を向上させることにより、本県が有する文化資源の魅力を若い世代を含めた多くの方に実感してもらえることを目指します。
- ◆ 基本目標は次のとおりとします。
  - 地域住民が、地域の文化を理解して**地域に誇りと愛着を持つことができる環境づくり**
  - 文化財の修復など、**文化資源の活用を担う人材の育成**
  - 県の歴史文化資源を把握し、**把握した文化資源の魅力を周知し、理解を深めるための情報発信**

## 4. 策定期間・対象期間

- ◆ 策定期間：令和4年3月
- ◆ 対象期間：令和4年4月1日から概ね3年間

## 5. 文化資源活用施策の方向性と施策の展開

令和3年4月に施行した奈良県文化振興条例で定める基本的施策の6本の柱をもとに、次のとおり取り組みます。

6本の柱	施策の方向性	施策の展開
(1)文化資源の活用に関する活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 文化資源と観光事業との連携を促進</li> <li>➢ 地域における文化施設の役割の拡大を図る</li> <li>➢ 幅広い世代が文化資源に興味関心を持つことを目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 文化資源を活用したイベントの実施</li> <li>➢ 「いかす・なら地域計画」の展開</li> </ul>
(2)文化財の公開等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 文化資源を積極的に整備・活用</li> <li>➢ 市町村等が実施する文化遺産の積極的な整備・活用に補助</li> <li>➢ 研究成果を広く公開し、文化財の公開活用を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 未指定文化財を含む地域の文化資源を活用した地域振興に資する取組に対して支援</li> </ul>
(3)地域の文化資源について地域住民の誇りの醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県民がその居住する地域の魅力を実感できることを目指す</li> <li>➢ 文化資源の紹介では分かりやすさ、親しみやすさを重視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域の文化財に着目した企画展示等を実施</li> </ul>
(4)交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 海外との交流を持続的に実施</li> <li>➢ 本県の考古資料、仏教美術や研究成果を国外に紹介できる機会を創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ アジアの考古学研究機関や博物館等との研究交流を実施</li> </ul>
(5)人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 若い世代の文化資源への関心が高まる取組を展開</li> <li>➢ 文化財の保存・修理に携わる技術者の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 高校生向けフォーラム等を開催</li> <li>➢ 文化財建造物保存修理の講座を実施</li> </ul>
(6)文化資源の把握及び発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の令和6年世界遺産登録を目指す</li> <li>➢ 市町村とも連携した文化資源の情報収集・整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 世界遺産登録に向けた機運醸成</li> <li>➢ データベースやホームページを更新</li> </ul>

### 1. 文化活動振興大綱の位置づけ

- ◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定する「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」のうち、「文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として策定。
- ◆ 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」としても位置づけ。

### 2. 文化活動を振興する意義（序章より抜粋）

- ◆ 文化活動は心を耕し、心に栄養をもたらします。
- ◆ 活発に文化活動が行われている社会は、人々の内面を豊かにします。
- ◆ 心豊かな社会の実現のため、誰もが文化活動を盛んに行う環境や機会を創出する必要があります。

### 3. 文化活動振興大綱が目指す姿

- ◆ 年代や性別、障害のあるなしなどに関わらず、誰もが文化活動を盛んに行い、生活を楽しむことができる心豊かな社会の実現を目指します。
- ◆ 文化活動の力で地域を活性化し、「文化の力で奈良を元気に」することを目指します。その際には、本県が我が国の芸術文化分野を代表する能や茶道の発祥の地とされていること、県民の芸術文化への関心度の高さを意識します。
- ◆ 基本目標は次のとおりとします。
  - 文化活動を通じた地域の活性化と魅力向上
  - 年齢、障害の有無等に関わらず、だれもが文化活動を楽しめる環境づくり
  - 県民の日常生活を心豊かなものにするための盛んな文化活動の展開

### 4. 策定期間・対象期間

- ◆ 策定期間：令和4年3月
- ◆ 対象期間：令和4年4月1日から概ね3年間

### 5. 文化活動振興施策の方向性と施策の展開

令和3年4月に施行した奈良県文化振興条例で定める基本的施策の6本の柱をもとに、次のとおり取り組みます。

6本の柱	施策の方向性	施策の展開
(1)地域における文化活動に対する支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県民及び市町村が主体となって取り組む文化活動を支援</li> <li>➢ 文化活動を通じた地域の活性化、活動者・参加者の心身の健康増進、誘客の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県内文化団体や市町村が主体的に実施するイベントへ活動費等を助成</li> </ul>
(2)伝統芸能等の継承、発展及び保存に対する支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 伝統芸能等に興味・関心をもつ県民の増加を目指す</li> <li>➢ 伝統芸能等の普及活動を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県内各地域の伝統芸能を知る機会となるイベント等を開催</li> </ul>
(3)交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 地域間の交流、国際的な交流、また障害のある人ない人の交流を促進し、相互理解、共生社会の実現を目指す</li> <li>➢ 文化活動団体同士が交流し、活動内容を向上させていくことを支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 文化活動を通じて国内外のアーティストや障害のある人と交流することができるイベント等を開催</li> </ul>
(4)県民の文化活動の充実への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県民がいつでも、どこでも、誰でも文化活動に参加・鑑賞ができる環境を構築</li> <li>➢ 年齢、障害の有無等に関わらず、文化活動ができる環境の整備</li> <li>➢ 上質な芸術に触れる機会の創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 「ムジークフェストなら」や「奈良県みんなでのしむ大芸術祭」等多彩なイベントを開催</li> </ul>
(5)人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 若い世代が芸術文化に触れられる機会や文化活動を発表できる機会を創出</li> <li>➢ 一流のアーティストの指導を受ける機会を設け、未来の芸術文化を担う人材を育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県立ジュニアオーケストラの運営</li> <li>➢ 子ども向けのアート体験等を実施</li> </ul>
(6)情報の収集及び発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 県内の文化活動情報の広報を強化</li> <li>➢ 奈良公園を周遊する人の動線を考慮した誘客につながる広報を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ SNSやインターネット等を活用した効率的かつ効果的な情報発信</li> </ul>